

# リハビリテーションの思想と理念

— 歴史的意味の変遷と哲学的考察 —

須川 重光

はじめに

リハビリテーションという言葉は医療に従事している者の間でならずとも、普段の生活の中で誰もが耳にするようになった。特に我々の社会では「リハビリ」という短縮された言葉で浸透しているが、それからイメージされるものは個人により千差万別ではないだろうか。このリハビリテーションという外来語が我が国に持ち込まれてから半世紀を超えるが、では果たしてこの外来語はいかなるものなのであるか。この問いに対する教科書的な答えは、現在我が国で発行されているリハビリテーション関連の書物の中でほぼ同様の内容で記されている。しかし書物等にその概念が示されており且つ介護保険の導入等により、社会生活の中で日常的に耳にする言葉であるにもかかわらず、リハビリテーションということの捉えられ方が個人により千差万別であるのは何故だろうか。

そこで本稿では、リハビリテーションという言葉が歴史の中でどのように出現し、その中心概念をなす思想やそれに対する目標となる理念が社会の中で如何なる意味を持ちながら歴史的に変遷していったのかを時代を区分し論じた

い。次に現在日本におけるリハビリテーションということが、歴史を踏まえた上で、社会の中にあつてどのような位置づけにあるのかを検討し、そこに認められる問題を提起したい。そしてこれから益々深化する高齢社会において、リハビリテーションということの思想や理念を社会がどのように受け容れ、育んでいけるのかという可能性を考察したい。

## 1. Rehabilitation (リハビリテーション) という思想と理念 歴史的成り立ち

今日 Rehabilitation (リハビリテーション) という言葉は主に医療・保健・福祉領域の中で使用されている言葉である。しかし歴史的にこの言葉の成り立ちを調査すると、元来医療領域では使用されない言葉である。ではじめにこの言葉の成り立ちを、その多様な意味や語源から検討したい。

### 1. 1. Rehabilitation (リハビリテーション) という言葉 語源的にみた意味の多様性

Rehabilitation という語の意味は非常に多様である。まず現代英語での辞書的な意味からみると以下のようになる。

① *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English* (一) (筆者和訳)。

① 重病を患っていたり長期間投獄されていた人が、再び普通で有益な人生を送れるように助けること。

② ある人が長期間、不道徳や許容し難いと看做された後に、善良であるか許容し得るといふように看做され始め

ること。

③以前の良好状態に戻ること。

『小学館ランダムハウス英和大辞典』<sup>(2)</sup>

- ①(社会復帰の治療・訓練を受けさせて、回復期の患者や身体障害者などを)社会に復帰できるようにする、健康に復させる…(自活能力を与えて)更生させる。
- ②(破産した事業などを)再建する、復興させる…(荒廃・腐敗したものを)修復する、再建する。
- ③(人・名前)などの名誉(信頼、評判)を回復させる。
- ④正式に復権(復職、復位)させる。

このように Rehabilitation という言葉は多様な意味をもつが、総じて言えることは、「元に戻る」ということのようにある。「戻ること」は単に身体の機能が元に戻るといふことのみを指しているのではなく、人生全体の再建を表している。この点から鑑みると、我が国で流通している「リハビリ」という言葉はこれ程多くの意味を含み込んで発せられているのかは疑問である。

次にその辞書にある語源と、現在我が国で発刊されているリハビリテーション関連の書籍の中で説明されている語源を紹介する。なおリハビリテーション関連書物の中では Rehabilitation の語源を冒頭で取り上げることが多い。本稿では歴史的成立ちが詳述されている、中村隆一編『入門リハビリテーション概論 第6版』<sup>(3)</sup>より以下に引用する(中村、二〇〇六)。

辞書にある Rehabilitation の語源

*The Oxford English Dictionary* (筆者和訳)。

- ① 公式な行為や宣言によって、地位や身分を下げられたり私権を剥奪された人の以前の権利や地位そして所有権を回復すること。
- ② ある人の名声や記憶を権威ある宣言によって回復すること。
- ③ 人や物の特徴や評判を回復すること。
- ④ 以前の状態に回復させること。

中村隆一編 『入門リハビリテーション概論 第6版』<sup>1)</sup>

ラテン語は *rehabilitare* (適合させる) である (re- [再び] + *habilitas* [能力])。過去分詞は *rehabilitatus* であり、「適する (*fit*)、身につける、身支度をする」を意味している。さらに古くは「手先の器用な (*habilis*)」という意味もある。

英語の *habilitate* は、現在 (鉱山に運転資金を提供する、投資する) という意味で用いられているが、古くは “to cloth or dress” (衣服を身につける) という意味で用いられていたようである。これは中世のイングランドでは戒律を犯して、教派の服を身につけることを一時的に禁止された者が、以前と同じ服装をしてもよいとされる意味に用いられていた。十五世紀、百年戦争末期のフランスを救った英雄的少女ジャンヌ・ダルクがイングランド軍に捕らえられ、宗教裁判によって異端者として処刑され、後になって復権訴訟により名誉を回復し、聖女に列せられた時にもリハビリテーションという言葉が使われた。なお、中世のフランスやイングランドでは、

habilis は「できる (able)」の意味でも使われていた。

以上から示唆されるように、Rehabilitation という言葉は元来、中世ヨーロッパにルーツをもつ言葉であり、その言葉の表すところの意味は宗教的に復権するという意味合いが強いようである。このことは、辞書にある Rehabilitation の語源からも窺い知ることができ、まとめると、異端や罪ありとされていた人間が、異端ではなく、あるいは、無罪になり、あるいは、罪を赦され、「宗派の正統に属する者」であることが確認されたということであり、つまり何らかの罪により一度失った名誉や地位が、罪を許され再び回復することを基本理念としているようである。これは当時の宗教的思想の影響を強く反映している。そして現在この用法は、実際には「何らかの罪により一度失った名誉や地位が、罪を許され再び回復すること」という意味は残っているが、現在の社会、つまり特定の宗教に依拠しない社会では、その意味が犯罪者の「更生」、「社会復帰」などの意味でも使用されている。つまり「権利・名誉・資格」が回復されて、社会に統合されること（社会の一員として受け入れられるようになること）といった意味を含むようである。以上、Rehabilitation の語源から鑑みると、中世ヨーロッパでの Rehabilitation ということの意味は以下のようにまとめられる。

#### 中世（語源的意味）の Rehabilitation

- 基本理念：何らかの罪により一度失った名誉や地位が、罪を許され再び回復すること。宗教的思想の影響を強く反映している。
- 「地位・権利・名誉・資格」が回復されて、社会に統合されること。

しかし現在この言葉は、欧米でも日本でも、主に医療の中で用いられており、特に日本では上掲概論書のように宗教的文脈が記されているにもかかわらず、そのような意味合いを筆者は感じる事ができない。医療の中で用いられる場合、この言葉の中にある語源的な理念はどのように反映され、いかに変化し用いられているのであろうか。また上のような歴史的な背景をもつ Rehabilitation というものは、どのような経緯で医療の営みの中でほぼ限定的に使用され、現在のような医療の中の事柄を指すようになったのであろうか。次節で検討していきたい。

尚、医療における Rehabilitation (リハビリテーション) の歴史を記した文献をみると、現在、実践されている医療のリハビリテーションからみて、過去の実践が技術的につながるものであればリハビリテーションのルーツとして捉える場合があり、医学におけるリハビリテーションの歴史は非常に長いものとして描かれる傾向がある<sup>6, 7, 8</sup>。それは温泉を利用した物理療法的なものやマッサージの類い、特殊な体操などである。それらは技術的には現在病院等で実施されている内容と類似しているものもある。しかし本稿では、古代や中世からの技術の変遷を述べるのではなく、上述の宗教的意味が医学の中にどのように取り入れられていったかを述べる事が目的である。「地位・権利・名誉・資格が回復されて、社会に統合されること」という中世にあつた理念が近世までどのように受け継がれていったのかを検討していきたい。

それらを検討する時期として、特に第一時世界大戦の頃より話を進めることとする。その理由は、二つの世界大戦が当時の政策決定の礎となっており、それに伴いリハビリテーション思想と理念が変遷し、その技術体系も大きく発展しているからである<sup>9</sup>。また現在、医療の中でリハビリテーションの範疇は非常に広く、様々な病気や怪我から起こる機能障害や能力低下、社会的環境を対象としているが、本稿では身体の病気や怪我、それに起因する障害に対する技術体系の発展やリハビリテーションの思想と理念の変遷について述べていく。なぜなら、身体の病気や怪我

に対する治療という医学的側面と密接に関わっているため、リハビリテーションという語に含まれている宗教的意味が医療へ結合されていく様を理解しやすいからである。

## 2. 医療におけるリハビリテーションの始まり

現在医療の中には医学的リハビリテーションと呼ばれるものがある。これはリハビリテーションという理念に医学的側面を含むようになった概念であり、主に身体の病氣や障害に対して行われるリハビリテーションの過程を指す<sup>(10)</sup>。医学的リハビリテーションの発展には、臨床医学の進歩が大きく関与している。そしてそれを支える技術の体系が理学療法や作業療法などであり、二つの世界大戦の経験は臨床医学を革新的に進歩させ、理学療法や作業療法の発展にも大きく関与した<sup>(11)</sup>。

以下では医療の中でリハビリテーションということが周知されるようになった経緯を、その歴史を踏まえながら述べていく。なお特に米国の歴史を参照する。

### 2・1. 医学的リハビリテーションの発展Ⅰ（第一次世界大戦中）

第一次世界大戦が勃発すると、世界中で傷痍軍人の増加が社会問題化することとなる。そしてそのような人々をどのように処遇するかが国家的なニードとして表面化してくることとなる。傷痍軍人は国からも社会からも特権を与え

られてきた存在であり、傷つき、障害者となった軍人は最高の医療を提供されていたようである<sup>(12)</sup>。このことは米国の事情をみると二つの法が成立していることから理解できる。

まずは一九一六年国防法によって、身体障害の有無にかかわらず、復員軍人が適当な職に就くことができるように訓練、教育の機会が与えられるようになった<sup>(13)</sup>。これにより、まずは身体の機能回復よりもとにかくそのままの状態でも仕事ができ、納税者となれるように職業訓練をしたのである<sup>(14)</sup>。また一九一七年にはスミス・ヒューズ法が成立している。この法は、職業訓練事業を始める州に対して補助金を出すもので、都市に大量に流れ込んでくる貧困層の農村青年が対象であった<sup>(15)</sup>。この二つの法は、特別訓練が職業適応を容易にすることを認められた結果であり、そのことで経済的効果を狙ったものでもあった<sup>(16)</sup>。この二法に基づいての職業訓練は特に外科的治療、傷痍軍人の増加に伴い、医学的な外科的な治療と並行し、身体機能の回復を図るための治療を行うことが必要となってきた。この当時米国では現在の理学療法や作業療法にあたる職能技術をもつものが存在しており、それらが米国防軍陸軍医総監部に設けられた“Division of Physical Reconstruction and Rehabilitation”下で、二種類の機能再建助手として軍病院にて任用されることとなった（一類：理学療法、二類：作業療法）<sup>(17)</sup>。

当時の理学療法助手は「傷痍軍人にマッサージ、体操およびその他の治療を行うこと」、作業療法助手は「長期療養者の回復期に手工芸や農作業などの仕事を提供し、心身の機能回復を図ること」が目的であった<sup>(18)</sup>。このことは、傷痍軍人の身体の機能再建を果たし再び戦地へ送ること、戦える人材を再生産することが目的であったことは言うまでもない。しかしこの“Physical Reconstruction and Rehabilitation”という言葉が使用されている。この言葉の意味するところは、Physical Reconstruction（身体再建）とRehabilitation（リハビリテーション）を並列に扱っていることから推測できるが、身体を再建することとリハビリテーションということを同義のものとは捉えていない。以

上より、この Rehabilitation の指すところは、上述の二法も参照すると、まずは運動機能の障害を改善することを第一義として考え、その結果として職業を得て納税者になれることと考えられていたのではないだろうか。

戦争が激化するにつれて機能再建助手の需要が高まることとなり、米国全土に機能再建助手の緊急戦時養成コースが開設されている<sup>19</sup>。一九一八年から一九二二年までの間に二十五校から一、六八五人の機能訓練助手が誕生したとされており、第一次世界大戦終了までに十三万人もの軍人が機能再建を受けていたようである<sup>20</sup>。しかし彼らの当時の実践は、治療技術に対する効果には科学的根拠を欠くとして、疑問視する声が多く寄せられていることから<sup>21</sup>、経験的に治療を行っていたことは否めない。しかし病院という医療の場で任用されたことにより医学的知見が導入され、徐々に科学的なアプローチが開始されることとなった。当時のこのような社会情勢の中で技術が徐々に体系化され、身体の疾病や障害に対する技術の礎となり、現在へと繋がっていく。

以上のように米国ではまず、機能再建を果たすことから始まり、障害者に職業を与えて社会で労働できるようにすることを目的としていた。そしてその過程において、医学的知識をベースとした技術の体系が確立していったようである。つまりここで実践されたプログラムは、まずは医療指向よりも職業訓練という教育的指向の性格となったこと、傷痍軍人や復員軍人向けのプログラムを容易に非軍人障害者への適用へと移行することができたことが、その後の医学的リハビリテーションの発展に大きな礎となったようである。

## 2・2・医学的リハビリテーションの発展2（第一次大戦後から第二次大戦まで）

第一次世界大戦中は身体の疾患に対する治療技術が革新的に発達したが、戦後の発展は緩慢であった。機能再建助

手の養成校は世界大戦の終了とともに、軍属病院から大幅に削減されることとなり、またその養成コースの大部分も閉鎖されることとなった（幾つかの養成校は専門学校や大学のコースとして設置されている）<sup>(22)</sup>。教育を受けた多くの機能再建助手たちは民間病院で勤務することとなり、戦時中機能再建助手と呼ばれていた者は各職能団体の設立<sup>(23)</sup>により理学療法士や作業療法士と呼称されるようになっていく。

一九一八年には復員軍人のリハビリテーションのための連邦法が成立し、これにより、引き続き軍属病院にて復員軍人への身体機能の再建も行われ、無制限に財源もあてられている<sup>(24)</sup>。またこれとは別に、幾つかの州で一般障害者のための、職業リハビリテーション法が成立し、一九二〇年までに十数州に及んだ。また同年六月二日ウィルソン政権下にて、各州の職業訓練事業を国費で補助するための職業リハビリテーション法が連邦議会を通過している<sup>(25)</sup>。この法律の対象者は主に復員軍人であったようである<sup>(26)</sup>。

これらの法の成立の下、理学療法や作業療法の介入の効果は戦時下の経験もあり、その効果が認められ、需要も高まりつつあった（依然として科学的根拠は乏しかったが）。しかし療法士の養成は社会情勢が安定していたこともあり、それ程養成校の数も増加せず、一九三二年に有資格作業療法士の全国登録が確立されているが、三百十八名のみとなっている（基準が大変厳しかったこともある）<sup>(27)</sup>。よって職業訓練の全てを有資格の理学療法士や作業療法士が担っていたかは不明である。

また一九四〇年前後では、作業療法士の場合、その多くは精神科病院で就業しており、第一次世界大戦時に芽生えた身体障害に対する治療技術は衰退していった<sup>(28)</sup>。

## 2・3. 医学的リハビリテーションの発展3（第二次世界大戦中・後）

社会情勢が不安になると、陸軍総司令部からの養成により再度戦時緊急養成コースが開始された。この当時の陸軍の傷痍・復員軍人に対するプログラムの目的は「回復期の患者をして、復帰すべき職務の種類や必要とされる能力にかなうよう、身体的、精神的機能を最高に保持した状態で、再び職務に復帰せしめることを促進し、……あるいは民間人としての生活に、可能なかぎりの身体的健全さと市民としての責任をもつて復帰し、社会的、職業的活動を成就できるように準備すること」とされていた<sup>29</sup>（傍点筆者）。

また戦争で障害者にはならなかったが、長期にわたつての兵役後、職業適応が難しくなつた復員軍人にも教育と訓練の機会を与えており、八百万人もの復員軍人が特別訓練を受けたとされている<sup>30</sup>。よつてこれらの戦時中のプログラムの医療活動の結果、身体再建よりもまず障害者の職業復帰を果たし納税者となることが最優先とされていたが、その礎として第一次世界大戦時よりもなお強く、身体機能の再建へ焦点が向けられるようになった。このことで、前の戦時中のよりも、より医学（特に整形外科と神経内科）と結びついた治療技術の体系が大きく発展することとなり、現在のよきな医療におけるリハビリテーションの基礎が確立されていった<sup>31</sup>。戦後、六十万人の復員軍人障害者が戦中同様に身体再建や職業復帰のプログラムを受けている<sup>32</sup>。

その後の発展は医学の進歩とともに種々の治療技術が体系化され、現在もその発展は続いている状態である。

まとめると、医学的リハビリテーションは主には二度の世界大戦とともに、傷痍軍人と貧困者に対する職業訓練と身体機能の再建という両輪で発展してきたと言える。よつてこの当時のリハビリテーションとは、病氣や怪我、疾病などにより社会で労働できなくなつた者が、できる限り身体機能を再建し、復職（兵役を含む）すること、そして、納税者となり、国民の義務を行使することであると考へられていたのではないだろうか。

## 二つの世界大戦時代の Rehabilitation

### ● 基本理念：

- ▼ 病気や怪我、疾病などにより社会で労働できなくなった者が、できる限り身体機能を再建し、職業（戦地へ）復帰すること。
- ▼ 納税者となり、国民の義務を行使すること。
- 宗教的思想から離れ、身体の疾病を対象とした医療用語として用いられるようになる。

なおリハビリテーションという言葉は医療の中の文脈で、第一次世界大戦以前には確立していない。戦中では上述の“Physical Reconstruction and Rehabilitation”という言葉が存在したが、上述のように傷痍軍人や貧困者の職業復帰として捉えられていたようである。他にこの頃には、reconstruction（復興・再建）、recondition（回復・改良）、reeducation（再教育）、convalescent care（回復期ケア）rehabilitation（リハビリテーション）など複数の言葉が使用されていたが、それが第二次世界大戦後、rehabilitation（リハビリテーション）に統一されている<sup>33, 34</sup>。それでは戦後このrehabilitation（リハビリテーション）の理念は医療の中でどのように確立されていったのであろうか。傷痍軍人に対する職業復帰や身体機能の再建をその理念の中核であると捉えていたのならば、上でみたような「地位や名誉の回復」的な意味はやや薄いように思える。そこで次節では医学的リハビリテーションの理念の確立過程（戦中から戦後）と、その問題点を検討する。

### 3. 医学的リハビリテーション理念の確立と懸念事項

#### 3・1. 戦中の米国に関して

これまで、医療の中で、Rehabilitation（リハビリテーション）ということがどのような経緯で導入されるようになったのかを述べてきた。しかし医学的リハビリテーションの理念の確立過程において、戦中の米国のその捉え方には、懸念すべきことがある。戦時下というのは非常に特殊な状況である。国家が市民生活に介入し、彼らの生活全体に制限を加える。それは事物に対し、時間に対し、身体に対し、そして最終的には生命に対してである。徴兵という制度は正にそれに当たる。また新たに確立されつつあるリハビリテーションにおける身体再建の技術が、戦傷者を管理し、増強させることに使用されているという事実は否定できない。すなわちこれらの点には、フーコーの言い方であれば、「人間の身体解剖―政治学」（アナトミー・ポリティクス）な部分と「人口の生―政治学」（バイオ・ポリティクス）な部分が強く表れている<sup>35</sup>。アナトミー・ポリティクスとは、身体の調教、身体の適正の増大、身体力の強奪、身体の有用性と従順さとの並行的増強、効果的で経済的な管理システムへの身体的組み込み、こういったすべてを保証した、規律を特徴づけている権力の手続きのことであり、バイオ・ポリティクスとは、繁殖や誕生、死亡率、健康の水準、寿命、長寿、そしてそれらを変化させるすべての条件を引き受け、それらに対する一連の介入と、調整や管理することである<sup>36</sup>。戦時下という特殊な状況にあり、復員兵に対する身体再建には上の二つの権力が働いていたのではないだろうか。そのことを検討する材料として次の定義を紹介する。

全米リハビリテーション評議会（一九四二）<sup>(37)</sup>

「リハビリテーションとは、障害者 (handicapped) を、彼のなしうる最大の身体的、精神的、社会的、職業的、経済的な有用性を有するまでに回復させることである」

上記の定義と前節 2・3 より懸念されることは次の通りである。

第一に、戦争の度ごとに機能再建助手の戦時緊急養成コースが設置され、医学的リハビリテーションを支える技術が体系化し発展したことである。これにより医療技術が経験的ではなく科学的に解釈され、その技術が体系化したことは歓迎すべきことであるが、戦争の度ごとに技術が進歩したということは、「身体に対する調教」が効果的に作用したという証拠であり、戦力の維持や増強のためにその技術を使用したとも考えられる<sup>(38)</sup>。戦力の維持や増強のために兵士の身体を再建し、再び戦地へ赴けるよう効果的な管理システムへと身体を組み込こんでしまうことであり、健康の水準を変化させることへの介入であり、管理である<sup>(39)</sup>。正にこれは「人間の身体の解剖—政治学」（アナトミー・ポリティクス）であり、「人口の生—政治学」（バイオ・ポリティクス）ではないだろうか。この事実が Rehabilitation という言葉が一般に認識されていない中で、その必要性を理解させるのに効果的であったかも知れない。しかし中世に育まれた「地位・権利・名誉・資格の回復」ということを含み込んでいるとは言いがたく、政治的に医療技術やその思想を都合よく利用したに過ぎない。表向きには身体の機能再建を果たし、復員できたこと、納税者となれたことがリハビリテーションであるかも知れない。しかし、実際にはつまり人間の身体を「解剖—政治学」的や「生—政治学」的な道具として管理し利用したに過ぎず、人権的な視座は微塵も感じられない。このことは上記 2・3 の「復帰すべき職務の種類や必要とされる能力にかなうよう」や「再び職務に復帰せしめること」や上記定義の

「有用性を有するまでに回復させる」にも強く表れている（傍点筆者）。

第二には、納税者となること（リハビリテーション）と捉えられていたことである。このことは上記2・3の「職業的活動を成就できるように」や上記定義中の「経済的・職業的な有用性を有する」という部分からも窺える。確かに、怪我や病氣から回復し、復職することで納税者となることは、市民としての責務を果たしていることであり、社会生活を再び営めるようになる過程として、リハビリテーションと捉えられるかもしれない（傍点筆者）。十分な医療を受けることが出来なかつたであろうこの時代に、怪我や病氣によつて就労困難となつた状態から、再び労働できるようになるということは、一つの社会的役割の再獲得であり、権利の回復なのかも知れないし、そういった過程をリハビリテーションと捉えることができるかも知れない。

しかし戦争で傷ついた者までも完全な納税者と位置づけていくことは、国家という権力に管理された経済的なシステムの中に彼らを組み込んでいくことであり、生一権力（バイオパワー）によつて、身体を隷属化し市民を管理していくことを助長している。身体再建を目的とした技術の発展が、彼らの身体をなお一層管理の中へと組み込んでいくのではないだろうか<sup>(40)</sup>。

また、納税者となれない層も少なからず存在するということは忘れてはならない。全ての復員障害者が労働し、納税者となることは不可能であることは言うまでもない。納税という狭い目標を定めると、障害者の中に成功者とそうでない者が現れ、新たな差別構造が構築されることも懸念される。その一極に納税者を置けば、他方に寝たきり状態の人を置かないわけにはいかない。つまり納税者、社会復帰などというスローガンの強調は、一極だけを取り上げて他の極の切り捨てに繋がる恐れがあるであろう<sup>(41)</sup>。加えて、納税者となれない者はリハビリテーションの可能性を断たれてしまうのかという更なる疑問も浮き上がってくる。よつて納税という点に焦点を当てたならば、これはまた政

治的意図を多分に含み込むことになるのではないだろうか。人間の労働力を財源の手段として捉えること、これもまた人間の身体を「解剖—政治学」的や「生—政治学」的な道具として捉えていると考えられる。

以上より戦中の米国のリハビリテーションということの捉え方は、非常に政治的色合いの強いものであったようである。これは当時の社会情勢を反映しての結果であろうが、積極的に歓迎できることではない。

### 3・2. 戦後の世界の流れ

戦争終結直後の一九五〇年代から一九六〇年代頃には、戦時中の身体再建で育まれた技術が科学性を帯び始める時代であり、人体の心身機能を機能還元主義的に見ることが主流となり、それと同時に身体機能を回復させる多くの技術が体系化されてくる。このことは米国の医学的リハビリテーションの中心人物であるラスクによっても全人理論 (whole man theory) として提唱された<sup>42)</sup>。彼は、「障害者は努力することによって常態正常 (normalcy) を達成できると主張し<sup>43)</sup>、一つひとつの機能が再建され、正常に近づくことを第一義に考えていたようである。しかし時代が進むとともに、リハビリテーションの捉えられ方もさらに変遷してくる。これは一九六〇年代から一九八〇年代に起こった公民権運動が大きく影響しており、障害者を社会的にどのよう捉えるかということの社会的視座が徐々に定まってきた結果であると考えられる。次に公民権運動周辺の定義を紹介する。

#### 国際連合「障害者の権利宣言」(一九七四)<sup>44)</sup>

「障害者は、この宣言で言及されたすべての権利を享受する。これらの権利はいかなる例外もなく、人種、皮膚の

色、性別、言語、宗教、政治的または、その他の意見、国または社会的身分、貧富、出生及び障害者自身または、その家族がおかれているいかなる状況下でも区別または、差別なく享受される。……」

「障害者は、補装具を含む医学的、心理学的及び機能的治療を受け、医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業教育、訓練リハビリテーション、介助、カウンセリング、職業斡旋及びその他、障害者の能力と技能を最大限に開発でき、社会統合または、再統合する過程を促進させるようなサービスを受ける権利を有する。」

#### 世界保健機構「国際障害者年決議」(一九八二)<sup>45</sup>

「リハビリテーションとは、障害 (disability) やその状態を改善し、障害者の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を含んでいる。リハビリテーションは、障害者が環境に適応するばかりでなく、障害者の社会的統合を促すために全体としての環境や社会に手を加えることも目的とする。そして、障害者自身、家族、彼らが住んでいる地域社会が、リハビリテーションに関係するサービスの計画や実行にかかわり合わなければならない」

#### 国際連合「障害者に関する世界行動計画」(一九八二)<sup>46</sup>

「リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによつて、各個人がみずからの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ、時間を限定したプロセスである」

以上の定義が戦中のもので大きく違っている点は、人権意識が明確にされ、障害者を隔離や特別視するのではな

く、主体性をもった個人として捉え、社会へ統合していこうという点であろう。そのことは「障害者は、この宣言で言及されたすべての権利を享受する」(資料1参照)、「障害者の社会的統合を促すために」や「各個人がみずからの人生を革新していく」、「地域社会が、リハビリテーションに関係するサービスの計画や実行にかかわり合わなければならぬ」といったところに表れている(傍点筆者)。またこのことは障害者の権利宣言の前文(資料1参照)に顕著であり、「国際連合憲章に宣言してある人権、基本的自由及び平和、さらに人間の尊厳と価値及び社会正義の諸原則を誓約することを再確認し」とある(傍点筆者)。ここで「人間の尊厳」が謳われており、尊厳が人類に対する普遍的な価値であることを確認している。このような発想は戦前にはそれ程感じられない。まとめると以下のようなる。

#### 戦後の Rehabilitation

- 基本理念…障害者を隔離や特別視するのではなく、主体性をもった個人として捉え、社会へ統合していくこと。
- 人権的な思想が強く表れている。

しかし、これらの定義にもまた懸念すべき点がある。障害者の権利を謳い、社会へ統合するということを主張し、障害者が障害者としてあまりにも強く際立たされること自体がステイグマではないだろうか。人類全ての「尊厳」は一九四七年世界人権宣言にて保障されている<sup>47)</sup>。よってあえて人間としての尊厳を再確認すること、「マイナスを背負った人々」の尊厳<sup>48)</sup>を謳うことは、特別視する機会を増大させることになる。つまりはステイグマ化である。こう

いった主張は少々穿った見解かもしれない。しかし再確認しなければならないことは、世界人権宣言で謳ったことが未だ達成されていないということである。よつてこの問題は障害者に向けられている事柄であるが、我々障害をもたない者の課題として受け止める必要があるであろう。

以上が戦中から現代へと続くリハビリテーションの理念の確立である。よつて現在の世界の流れとしては、障害者の社会的統合を掲げ、単なる機能や能力の改善に留まらず、社会参加への支援として理念が確立されているようである。

次に我が国でのリハビリテーションということの捉え方とその課題点について検討する。

#### 4. 我が国でのリハビリテーションというものの捉え方

##### 4・1. 意味と導入の経緯

はじめに、日本語の「リハビリテーション」の辞書的な意味を紹介する。

『広辞苑 第六版』<sup>(49)</sup>

治療段階を終えた疾病や外傷の後遺症をもつ人に対して、医学的・心理的な指導や機能訓練を施し、機能回復・社会復帰をはかること。更生指導。リハビリ。

リハビリテーションの意味を見ると、訓練を施し、機能回復・社会復帰をはかることとあるように、「名誉や資格の回復」といった意味合いは全く含み込まれていない（傍点筆者）。加えて更生指導ともある（傍点筆者）。この更生という語は日本では一般に「非行少年を更生させる」といったように悪いものを正しい方向へ導くといったようなイメージが強いように思える<sup>50)</sup>。

日本にこの言葉が持ち込まれたのは昭和二十五年である。国連のフェローとして、欧米視察研修から帰国した整形外科医、水野祥太郎がその報告書の中で使用したのがはじまりである<sup>51)</sup>。したがって上述したような歴史的背景や理念を十分に含み込まずに、伝えられた可能性がある。なぜなら、上述の通り Rehabilitation は宗教的思想の下で成立した言葉であるが、我が国にはそのような宗教的歴史はないし、ましてやその当時、米国のリハビリテーションは上述の段階まで変遷している。よって歴史的背景の入り込む余地がないのは当然であり、リハビリテーションとはその当時の米国で実践されていることとして、言葉が輸入されたために、特に医療の中での営みのみが取り出され、伝えられたのではないだろうか。この当時の米国では身体機能回復のための技術発展が盛んな時期であったことも大きな要因のひとつである。このことは後の問題提起にも繋がっていく。

またこの当時まで我が国では障害者を貧困者と同等に処遇していた。しかし戦後、傷痍軍人の増加により、障害復員軍人対策が急務の国策となった<sup>52)</sup>。昭和二十五年身体障害者福祉法（一九四九年）が制定された<sup>53)</sup>。これにより身体障害者の現在でいう医学的リハビリテーションにかかわる事項を「更生医療」や「更生援護」という用語で表している<sup>54)</sup>。この身体障害者福祉法の制定は、日本国憲法の制定と密接に関連している。日本国憲法は一九四七年、昭和二十二年に制定されているが、憲法は、主権在民や戦争の放棄を宣言した上で、個人の尊重（十三条）、法の下での平等（十四条）、国民の生存権と国の社会保障義務（二十五条）、教育を受ける権利（二十六条）、労働権（二十七条）

などを規定している。大日本帝国憲法の当時、国民は天皇の臣民であり国民に与えられた人権は非常に限られていた。よって日本国憲法の制定により、障害者を含んだ全国民に対して上記のことが保証されたことはそれ以降のリハビリテーションの発展にとつて非常に大きな意味をもつ<sup>(56)</sup>。

以上がリハビリテーションの言葉の意味や導入の経緯である。Rehabilitation ということは、前述のように、理念や思想を表す言葉であり、日本語で「リハビリする」などといった用法は技術に偏重した見方であり、単に言葉を短縮しただけでなく、正しい用法ではない。よって思想と技術の体系を混同するべきではないと考える。このことは次節での問題提起へと繋がっていく。

我が国のリハビリテーション

- 戦前：障害者を貧困者と同等に扱う。生活援護の対象。人権的思想は存在しない。
- 戦後：「更生医療」と表現。背景に日本国憲法の影響あり。「リハビリ」に形容されるように、機能回復の色合いが強い。

よって我が国の場合、リハビリテーションという用語を使用するようになった背景には、「地位・権利・名誉・資格の回復」といった理念は乏しい。またはじめから医療の中でのみ使用された言葉であり、医療の一サービスを指す言葉となっている。このことで、「Rehabilitation」が「リハビリ」と短縮され、医療の中の一つの治療技術やそれを行う手段として受け入れられている。これは大きな曲解ではないだろうか。次にその曲解に関連する我が国の課題を検討する。

## 5. 我が国のリハビリテーションの課題

### 5・1. 「リハビリテーション」と「リハビリ」

近年、我が国の医学的リハビリテーションの発展は目覚ましく、それに従事する医療従事者（理学療法士や作業療法士）の数も急増している<sup>56)</sup>。これは高齢社会を反映したものでもあり、そのこともあり、社会的需要が見込まれ養成校の数も急増したのである。その結果現在、非常に多くの療法士が病院や施設（介護老人保健施設や肢体不自由児者施設）などで従業し、障害者のリハビリテーションの一端を担っている。

既に述べたように、現代社会におけるリハビリテーションとは、「障害 (disability) やその状態を改善し、障害者の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を含んでいる」のであり、なおかつ、「身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人がみずからの人生を変革していくための手段を提示していくことを目指し、かつ、時間を限定したプロセスである」とするならば、リハビリテーションとは「リハビリ」が表すような、単なる機能の回復訓練ではないことは容易に理解できる。しかし、我が国では「リハビリ」が示すように、「機能回復」、「運動」といった色合いが強いことは否めない。一般にはそう受け取られているのではないだろうか。このような理解の下ではリハビリテーションは上で述べた定義にみられるような理念を含み込んでおらず、そのまま社会に浸透していくことが懸念される（もちろん既に浸透しているが）。

病气や怪我をした場合、誰でもそうだが早く治りたいと思うのは当然である。万一機能障害が残存することとなつた場合、患者の心情としては身体機能の回復を一層強く求めるだろう。これは普通の反応である。身体が善くなれ

ば、元の生活に戻れる、また仕事ができるなどと。しかし、中枢神経の病変の場合、完全に戻らないことがほとんどである。このような場合、リハビリテーションが「リハビリ」と捉えられていたならば、どうであろうか。また寝たきり老人や認知症老人のことはどう考えれば良いのだろうか。リハビリテーションとはこれまで述べてきたように単なる身体機能の回復ではないのであるから、このような層の人々にも身体機能の回復だけではないリハビリテーションが当然存在するのである。

しかし上述の通り、医療者より専門的知識を持たない患者の側が、失った身体機能回復を求めることは普通のことである。そのような患者に対し、専門職が医学の高度な知識による病気や障害の理解を患者に示し、ただ医療技術を提供することや、また医療者側が患者に対し現状を見つめ、社会の中で違う価値を見出して生きていこうと力説したところで、患者の側は自分の身体に降り掛かったことをそう容易く受け容れることはできないであろう。このように専門知識をもつ治療者と病気や障害の主體的体験者である患者との関係性は非常に複雑かつ繊細なものであり、その関係性構築の仕方によって患者の今後の人生が大きく左右されることがある<sup>57)</sup>。そうであるならば、病気や障害、怪我により不安を抱え持つ患者の側の変容を促すことよりも、まず医療者の側から患者の側へ歩み寄る必要があるであろう。患者自身をその生活主体として捉え、中世より育んできたリハビリテーションのもつ思想や現代社会で示された上述のような理念をもつて患者とかわらなければ、国民皆保険の下、身体機能回復のための訓練さえ続けておけば、病気や障害が完治するといった一種還元主義的な思想に患者の側を巻き込んでいくだけであり、戦時中や戦後まもなくの時期の機能再建助手的にリハビリテーションということが理解されても致し方ないのではないだろうか。このような連鎖を断ち切るには、医療の側がそのかわりの中でリハビリテーションということを再考し続ける必要があるのではないだろうか。疾患によつては技術によつて完治するものもある。しかし大多数はそうではない。患者の

側は自分の身に降かかった現実を何とかしようすることに必死であり、リハビリテーションと「リハビリ」の違いなど理解する余地もないかも知れない。そうであるならば、医療者の側が日頃の臨床現場で機能の再建のみではなく、その人の生活全体の再建を目指すことでリハビリテーションの価値を示していくことが大切なのではないだろうか。単なる機能回復訓練ではない、生活の再建なのだとということ。

## 5・2. 退院後の生活とリハビリテーション？

これまで述べてきたことを受け、もう少し拡大解釈すると身体機能が回復し、病院から退院することがリハビリテーションとするならば、これは納得できる考え方であろうか。筆者は単純にそのようには思えない。現在の医療では医療財源の圧迫により在院日数の短縮化が必須であり、入院日数も疾患別に制限が設けられている<sup>58</sup>。よって、何らかの機能障害をもったまま退院することは常であり、そういった層の患者は退院後、元の自らの役割に戻る場合もあるが、入所施設や通所施設を利用することが多い。高齢社会の直中にある我が国では、患者の層も必然的に高齢者となる。よって自宅に戻り、再び就業することは稀であり、納税者とは成り得ることは困難である。では何をもうてリハビリテーションとすればよいのであろうか。障害を有し生きていくことの意味には個人差があり、一概に「こうなることが最良である」といったように他者が決めることはできない。病気や障害をもって生き抜くことを一医療者がかくあるべきなどと言うこと程おこがましいことはない。ここで筆者が問題としたいのは、退院後の社会の受け入れ方なのである。

高齢障害者が退院し、通所施設（デイサービス、デイケア）をすることが多い。このこと自体は何ら問題ではない

し、社会的に非常に大きな役割を担っていると考える。しかしここで訴えたいことは、社会的統合の要素をもつ反面、新たなバリア（隔離）をつくっていないかということである。筆者は通所施設等で従業した経験をもつ。ここで感じることは、独特の雰囲気である。多くの批判を覚悟して言うならば、「人間としての尊厳」が感じられなくなることもあるということである。毎日決まりきった行事に子供じみた数々の遊び。退院し、このような場所を利用しなければ、生活していけないのであろうか。あまりにも選択肢が狭い。障害者となり退院すると、自宅と施設の往復となること、それも一種独特な雰囲気の場合との往復に「人間としての尊厳の尊重」や「障害者の社会的統合を達成」は感じられない。障害高齢者が地域社会で統合され生活できるよう、平成十八年度より介護保険の中で、地域密着型サービスというものが施行されている。しかし、高齢者や高齢障害者を地域の中に統合しているであろうか。筆者はそう思えない。これは新たな隔離であり、同化困難な人々をさらに排除する構造を<sup>(5)</sup>、保険制度の下で知らず知らずの間に確立してしまっているのではないだろうか。よって、そのような視座に立てば、現サービスはリハビリテーションの理念や思想を含み込んでおらず、病院で隔離され、退院後も社会で隔離されるといったことの繰り返しを招いている。家族の介護上の問題があり、致し方ない場合があることも事実である。きれいな事だけでは済まされないことも承知している。しかし我が国の障害高齢者の処遇は、制度にはめ込んだだけの新たな隔離としか筆者は感じることができないのである。

## 6. 今後我が国のリハビリテーションをどのように育むか

これまでリハビリテーションの思想や理念についての歴史の変遷とそれに関連した問題点について検討してきた。中世ヨーロッパにあつたジャンヌ・ダルクの「復権」の話は現在発刊されているリハビリテーション概論関連の書籍には必ず登場するものであり、その精神性を物語っているように思える。しかし、当時の復権ということは、キリスト教的復権であり、人間の尊厳とは異質の意味である。キリスト教圏という非常に限定された中で復権を指していたのである。よつてジャンヌ・ダルクの話を持ち出し、リハビリテーション＝人間の尊厳の回復というふうに結びつけてしまうのは議論がやや性急であり安直ではないだろうか。しかし、リハビリテーションの書籍では、ジャンヌ・ダルクを元に「全人間の復権」とまで語つてしまうのである。これはどういうことだろうか。中世の事件のなかに歴史には後から生まれてくる理念を読み込んで解釈してしまうという意味では、理念が先取りされてしまつていてではないだろうか。しかし、ここにいる理念とは、そうあるべきリハビリテーションのことであり、それは社会の中で未だ達成されていないが、その理念は我々の構想の中にあり、これからも努力して理念が導く方向へ向かうべきだということ道しるべが、そこに示されているのであろう。事実、崇高な理念を掲げていても、人間の尊厳が冒されている事例は数々あり、そう簡単には達成されない。しかし、その理念を絵に描いた餅で終わらせないためにも、私たちはそこにある意味を常に再考する必要があるのではないだろうか。

現在我が国の医療や介護の財源は枯渇している。今後人口の減少とともに税の増収は見込めない。そうであるならば、単に利用者から保険料を搾取し続ける既存の保険制度や医療サービスに依存しない、新たな社会保障の方法を思慮し、高齢者、高齢障害者といったバリアを取り払った、「社会としてのリハビリテーション」を構築する必要があると考える。それは地方自治レベルかも知れないし、個人レベルかも知れない。またボランティアのレベルかも知れない。今後到来する超高齢社会の中にあつて、既存の保険制度に依存するだけでは非常に不安である。よつて「統

「合」ということが何であるのかを再考し続け、崇高な理念に近づけるよう努力し続けることが我々に科せられた宿命であり、課題なのではないだろうか。障害を有して生活していく場合、政治的政策や制度によつて大きく生活自体のあり方が左右される。上述のようなアナトミー・ポリティクスやバイオ・ポリティクスのな「生—権力」の下で、社会的弱者を利用してはならない。

理念に基づきそう考え行動するならば、寝たきり老人や認知症老人にも当然、復権する機会が与えられる訳であるし、どういった層の障害者も高齢者も排除の対象とはならず、社会に統合するよう努力されなければならない。認知症老人の数は二〇二五年に三百二十万人を超えると思われている。そういった層の高齢者を社会に統合していくことは簡単なことではない。しかし現状維持では打開されないであろう。現在も多くの臨床現場や家庭の中で様々な取り組みが成されていることは事実である。「やつても身体機能の改善が見込めないから意味ないので」といった疑問も当然聞こえてくる。しかし、障害の症状とは別に加齢による機能低下は必ず誰にでも訪れる。「リハビリ」が意味するような支援を続けていても、限界に達するのは時間の問題である。医療者が一般人を医学モデルに特化した「リハビリ的思想」の中に巻き込んではならない。患者やその家族は藁をも掴む思いで医療の専門家に援助を求めてくる。しかしそういった場面で医療者側が医学モデル中心の機能再建主義的なかかわりを続けたならば、疾患の治療に留まっているだけであり、生活自体を再構築し、生き直すということには繋がりにくい。よつて今後の我が国は将来を予測して、リハビリテーションということを再構築していくならば、医療の視座のみから語っていくのではなく、社会のどのような組織、機関においてもリハビリテーションということが考慮される必要があるのではないだろうか。

最後に砂原茂一著『リハビリテーション』の結びの一文を引用し、本論も結びとしたい<sup>60</sup>。

「リハビリテーションとは何であるのか、何であるべきかと問うことは、医学・医療とは何であるか、ひいては人間とは何であるかを問うことになるはずだからである」

- (1) *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*, Oxford University Press, 2002, p.1071.
- (2) 小学館ランダムハウス英和大辞典編集委員会編集『小学館ランダムハウス英和大辞典第17刷』小学館、一九九一、p.2179.
- (3) 中村隆一編『入門リハビリテーション概論 第6版』医歯薬出版株式会社、二〇〇六、p.8.
- (4) *The Oxford English Dictionary Volume VIII Poy-Ky*, Oxford University Press, 1978, p.381.
- (5) 中村、前掲、p.8
- (6) 中村、前掲、pp.1-7.
- (7) 砂原茂一『リハビリテーション 第19刷』岩波新書、一九九三、pp.79-90.
- (8) 上田敏『リハビリテーション医学の世界』三輪書店、一九九二、pp.5-9.
- (9) Richard Verville, *War, Politics, and Philanthropy: The History of Rehabilitation Medicine*, UNIVERSITY PRESS OF AMERICA, 2009, p.59.
- (10) 中村、前掲、p.8.
- (11) Helen L. Hopkins 他著 鎌倉矩子監訳『作業療法 改訂第6版 上巻』協同医書出版社、一九八九、pp.8-19.
- (12) 傷痍軍人に対する補償は独立戦争当時に始まっており、一七七六年に成立した年金法により年金が支給されている。
- (13) C. Esco. Obermann 「アメリカにおけるリハビリテーションの歴史と哲学」小島蓉子、中島和訳、リハビリテーション研究、Vol.31, 1979, pp.2-10.
- (14) 砂原、前掲、p.81.
- (15) Obermann、前掲、pp.2-10.
- (16) Obermann、前掲、pp.2-10.

- (17) Hopkins' 前掲 p.14.
- (18) Hopkins' 前掲 p.14.
- (19) Hopkins' 前掲 p.15.
- (20) Hopkins' 前掲 pp.15-16.
- (21) Hopkins' 前掲 p.15.
- (22) Hopkins' 前掲 p.18.
- (23) 一九一七年作業療法推進全国協議会が、一九二二年アメリカ女子理学療法協会が設立されている。
- (24) 砂原、前掲 pp.81-82.
- (25) 砂原、前掲 p.82.
- (26) Verville, op. cit. p.33
- (27) 砂原、前掲 pp.17-18.
- (28) Hopkins' 前掲 p.17.
- (29) Hopkins' 前掲 p.18.
- (30) 砂原、前掲 p.82.
- (31) 砂原、前掲 pp.82-83.
- (32) Obermann' 前掲 pp.2-10.
- (33) 砂原、前掲 pp.81-82.
- (34) 中村、前掲 p.9.
- (35) ミシエル・フーコー著、渡辺守章訳『性の歴史Ⅰ 知への意思』新潮社、一九八六、pp.172-176.
- (36) フーコー、前掲 pp.172-176.
- (37) 砂原、前掲 p.9.
- (38) 安藤徳彦『リハビリテーション序説』医学書院、二〇〇九、pp.14-15.
- (39) フーコー、前掲 pp.172-176.
- (40) フーコー、前掲 pp.172-176.

- (41) 砂原、前掲、p.200.
- (42) 中村隆一他編『リハビリテーション事典』中央法規出版、二〇〇九、p.10.
- (43) 中村他、前掲、p.10.
- (44) 日本医学ジャーナリスト協会編『患者の権利宣言と医療職の倫理綱領集』興仁舎、二〇〇三、pp.209-217.
- (45) 中村、前掲、p.10.
- (46) 中村、前掲、p.11.
- (47) 砂原、前掲、pp.185-202.
- (48) 小松美彦、香川知卓編集『メタバイオエイシックスの構築』NTT出版、二〇一〇、p.247.
- (49) 新村、出編『広辞苑、第六版』岩波書店、二〇〇八、p.2950.
- (50) 更生という語は、rehabilitateの意味の中にも含まれているが、実際この語の意味は非常に広く、①いきかえること、よみがえること。②更生、③反省・信仰などによって心持が根本的に変化すること。過去を清算し、生活態度を改めること。④不要品に手を加えて、再び利用できるようにすること、とある。新村、出編『広辞苑、第六版』岩波書店、二〇〇八、p.947.
- (51) 岩瀬義昭、少子・高齢化社会における保健医療福祉サービスの実態、鹿児島大学法学論集別冊『超高齢社会と介護保険・成年後見』二〇〇三、p.48.
- (52) 『日本のリハビリテーション』財団法人日本リハビリテーション協会編（オンライン）、入手先 <[http://www.dint.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00013/z0001303.html#3\\_1\\_1](http://www.dint.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00013/z0001303.html#3_1_1)>
- (53) 前掲、中村、p.8.
- (54) 国際連合の「知的障害者の権利宣言（一九七二）」や「障害者の権利宣言（一九七五）」では「リハビリテーション」と仮名書きで表記し、独自の訳語はつくられていない。尚、医療法にリハビリテーションの言葉が現れたのは平成四年（一九九二年）の改正である。
- (55) 『日本のリハビリテーション』財団法人日本リハビリテーション協会編（オンライン）、入手先 <[http://www.dint.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00013/z0001303.html#3\\_1\\_1](http://www.dint.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00013/z0001303.html#3_1_1)>
- (56) 作業療法士の場合、一九六六年時、有資格者は二十二名であったが、二〇〇五年時には二九、五二一名となっている。

- 現在は五万名弱である。日本作業療法協会編：作業療法白書二〇〇五。
- (57) Toombs, S.K.:1993, *The Meaning of Illness: A Phenomenological Account of the Different Perspectives of Physician and Patient*, Kluwer Academic Publishers, pp.1-29.
- (58) 多田富雄『わたしのリハビリ闘争』青土社、二〇〇七、pp.11-12.
- (59) 加茂直樹『現代日本の家族と社会保障』世界思想社、二〇一〇、pp.238-240.
- (60) 砂原、前掲、p.217.